

# スタートアップ企業の営業機会拡大をサポートするための オンラインプラットフォーム（仮想空間）構築と運営事業業務委託にかかる公募要領

## 1. 事業名称

スタートアップ企業の営業機会拡大をサポートするためのオンラインプラットフォーム（仮想空間）構築と運営事業

## 2. 事業目的

新型コロナウイルスの影響で全国的に経済への影響が懸念されているが、その中でもスタートアップ企業では、ITイベント等の中止に伴い、営業機会が著しく減少している。このような状況下、スタートアップ企業が抱える具体的な課題は以下のとおりである。

- ① 企業など潜在的顧客への営業活動が困難であるため、新規の顧客を獲得できない。
- ② 投資家との接触機会もなく、新たな資金調達ができない。
- ③ ①、②の機会を創出していたスタートアップ関連イベントが続々と中止となった影響を受け、他の起業家との積極機会もなくなり、情報交換や相互支援が困難になっている。

これまで神戸市はスタートアップエコシステムの構築を目指し、様々な取組みを実施してきたが、神戸を拠点とするスタートアップ企業、または神戸市の事業に参加経験のある優良なスタートアップ企業が衰退する恐れがあるため、これらの課題を解決するための取組みを実施する。

具体的な対応としては、オンラインプラットフォームを構築し、新型コロナウイルスの影響を受けると神戸市に関連の強いスタートアップ企業を中心に活動を支援する。このプラットフォームはスタートアップ企業が新規顧客の獲得や資金調達ができる状態を作り出すことを目的として開設するものであり、段階的に内容を充実させ、最終的には当サイトを通じて「神戸市＝スタートアップのまち」というイメージを全国に発信し、スタートアップ企業のさらなる集積につなげることを狙うとともに、スタートアップエコシステムの更なる発展を図る。

## 3. 事業内容

本事業はオンラインプラットフォームの構築に資する実態調査・実証実験業務および、その結果を踏まえたオンラインプラットフォーム（仮想空間）の構築・サービス運用業務で構成される。

### (A) 実態調査・実証実験業務

オンラインプラットフォーム（仮想空間）の構築と運用の基となるニーズ調査、また仮想空間における実験的なイベントの開催などを通じ、提供すべきサービスを具体的に把握する。

また、その結果を市に報告する。

### (B) 構築・サービス運用業務

スタートアップ企業が新規顧客の獲得、および将来的には資金調達が可能となる状態を目指して、(A)の結果を踏まえたオンラインプラットフォーム（仮想空間）を構築し、サービスを運用する。

本事業では、(A)、(B)両方の事業を一括して応募する。各業務の詳細は別紙、仕様書による。

#### 4. 委託期間

(A) 実態調査・実証実験業務

契約日から2カ月(予定)

(B) 構築・サービス運用業務

契約日から令和3年3月31日

#### 5. 委託予定額(上限)

12,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

#### 6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

##### (1) 単体の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な資格、組織、人員、設備等を有していること。
- ② 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- ⑧ データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。

##### (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合

構成員のうち一社以上が上記①の要件を満たし、かつ、全ての構成員が②～⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。

## 7. 履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

## 8. 選定スケジュール

公募要領の公表 : 令和2年6月1日(月)  
提案提出期限 : 令和2年6月19日(金)15時まで(持参又は郵送のときは必着)  
プレゼン : 令和2年6月下旬 ※オンラインまたは対面  
事業者選定および契約締結 : 令和2年6月下旬(予定)

## 9. 提出書類

- ① 提案申請書(様式1)
  - ② 企画提案書(様式の定めはないが、下記の事項について必ず記載すること)
    1. 事業実施方法
      - (A) 実態調査・実証実験業務
        - (ア) 実態調査の調査内容・手法・対象者リスト
        - (イ) 仮想空間でのピッチイベントの内容・手法
        - (ウ) スタートアップコミュニティの内容・手法
        - (エ) バックオフィス機能支援の調査内容・手法
      - (B) 構築・サービス運用業務
        - (ア) オンラインプラットフォームの内容
        - (イ) 活用する仮想空間の内容
        - (ウ) 提供するサポート内容
    2. 事業効果を高めるための工夫
    3. 実施スケジュール
    4. 実施体制
  - ③ 企業、団体等の概要がわかる資料(設立趣旨、事業内容、事業実績)添付すること。
  - ④ 見積額調書(様式2)及びその明細書(様式自由)を厳封のうえ提出すること。
  - ⑤ 共同企業体結成届出書(様式3)
- ※②の企画提案書に関してはデータ及び印刷物6部を提出すること。  
※⑤の共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

## 10. 質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、令和2年6月5日(金)17時まで以下記13まで送信すること。応募者間の公平を確保するために必要と認められた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに令和2年6月9日(火)より掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

## 11. 事業者の選定方法

- (1) 提案書に関するヒアリングは、必要に応じて実施する場合がある。
- (2) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、神戸市職員が提案内容についての評価を行う。評点について、最高得点の90%以上を獲得した提案者の見積額調書を開封し、最低金額を記載した提案者を業務委託予定者に決定（最低金額が複数の場合には評点が上位の提案者とする）する。なお、開封しなかった見積額調書については、提案事業者へ返却する。
- (3) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員により評価を行う。評点について、最高得点を記載した提案者を業務委託予定者に決定する。
- (4) 評価の視点は以下のとおり(参照：別紙採点表)。
  - ① 手法・内容が優れていること【60%】
  - ② 当該業務を実施するための体制が整っていること【30%】
  - ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【10%】
- (5) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等を決定する。  
なお、協議が整わない場合は、評価委員会の評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (6) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 提案事業者が1社であった場合には、評価委員会における評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- (8) 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に電話で連絡を行う。

## 12. その他

- (1) 提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。また、提案書の分量はA4版20ページ以内(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果(不採用となった企業等の名称・審査結果を含む)は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (3) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることのみ表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。

- (4) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (6) 本件に関する問い合わせは、下記 13 で受け付ける。

### 13. (問い合わせ・提案書送付先)

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号(神戸市役所 1 号館 23 階)

神戸市 企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 新産業課 担当：笠置・前田・岩下

電話 078-322-0240 FAX 078-322-6072

電子メールアドレス new\_industry@office.city.kobe.lg.jp